

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【新規審議品目】

(3) 特茶カフェインゼロ (サントリー食品インターナショナル株式会社)

○阿久澤部会長 それでは、続いてですが、審議の初めに、サントリー食品インターナショナル株式会社、特茶カフェインゼロについてです。

これは消費者庁から説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、説明のほうをさせていただきます。

特茶カフェインゼロの申請資料概要版をお開きいただきたいと思います。この白い冊子のものになります。よろしいでしょうか。説明を始めさせていただきます。

この特茶カフェインゼロの申請者ですけれども、1枚めくっていただきまして、通し番号でいう2ページ目になります。申請者はサントリー食品インターナショナル株式会社でございます。

14ページ目をお開きください。3番目の商品名というところですが、商品名は「特茶カフェインゼロ」でございます。

こちらの保健の用途でございますが、18ページ目に書いてございます。7番の許可を受けようとする表示の内容というところでございます。「本品は、脂肪分解酵素を活性させるケルセチン配糖体の働きにより、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています」となっております。

こちらの関与成分の含量ですけれども、20ページのところ書いてございます。「10 栄養成分量及び熱量」というところでございます。500ml当たりですけれども、ケルセチン配糖体110mgとなっております。

1日摂取目安量に関しましては21ページの11番のところ。「1日500mlを目安にお飲みください」というようになってございます。

こちらの有効性、安全性の試験について説明をさせていただきます。35ページ、一番下の段落、今回というところからの文章になります。ケルセチン配糖体をイソクエルシトリンとして110mg含有したカフェインを含まない茶飲料、これが今回の申請品でございますけれども、これのヒトでの体脂肪低減作用を検証するため、BMIが25kg/m²以上、30kg/m²未満に属する成人男女を対象とした12週間継続摂取試験を実施したところ、腹部CTによる全脂肪面積(変化量)は、本申請品の摂取8週目から、摂取開始時に比較し有意な減少、対照飲料に比較して有意な低値を示し、ヒトでの体脂肪低減作用を確認したというところでございます。

次に、安全性のところに関して説明をさせていただきます。40ページのところになります。一番下の行からでございますけれども、ケルセチン配糖体をイソクエルシトリンとして110mg含有したカフェインを含まない茶飲料、今回の本申請品でございますけれども、これを用いて1日1本、12週間継続摂取させた試験、それともう一つ、4週間の継続摂取をさせた過剰摂取、1日摂取目安量の3倍量を摂取した過剰摂取試験を実施したところ、いずれの試験においても有害事象に関しては認められず、安全性に問題ないことを確認したということでございます。

第31回新開発食品調査部会 議事録

最後に、品質のところについて御説明をさせていただきます。49ページになります。本申請品の安定性試験ということで、本申請品を確認するために室温23℃で保管し、安定性試験を実施した結果、室温8カ月後においても規格値以上の数字を保持していたということでございます。

また、香味に関しては、室温8カ月後においても商品価値限界点以上であり、さらに外観も良好に維持されていたということから、賞味期限を7カ月と設定しても問題ないと判断したということでございます。

本申請品に関しての説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

続いて、調査会での審議状況の説明を事務局からお願いします。

○消費者委員会事務局 資料1に沿って御説明させていただきます。

本申請品に関しては第一調査会で御審議を頂戴しました。平成27年9月15日に諮問を受けまして、11月9日の第一調査会で指摘事項を出して座長預かりとなっていたものです。

指摘事項の内容としては、その下を書いてあるのですが、許可表示とキャッチコピーの一部が事実と合っていないという指摘をしております。9月15日諮問時の許可表示内容というのをそこに記載しておりますけれども、「本品は、脂肪分解酵素の活性化を助けるケルセチン配糖体の働きによって体脂肪を減らすので、体脂肪が気になる方の健康維持増進に役立ちます」。これがもともとの許可表示文言でした。

これに対しまして指摘では、許可表示を「体脂肪を減らすのを助ける」のではなく「体脂肪を減らすので」とすることは示された科学的根拠と異なる表示となるので認められないという指摘を出しまして、一番下の回答でございますが、現在の許可表示「本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています」という内容に直っております。

表示見本も含めてですが、キャッチコピーが「体脂肪を減らすのを助ける」という表現に今は変わっています。

説明は以上でございます。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これらについての御意見はいただきたいと思っております。どなたかございましたらお願いいたします。

石見委員、どうぞ。

○石見委員 本品は既許可品の伊右衛門特茶と同じケルセチン配糖体を含んでいて、かつカフェインを含まないということで、カフェインを含まないことが本品の特徴のように書かれているのですが、その製法がどのように違うのかというところを教えていただきたいのです。

○阿久澤部会長 では、消費者庁、お願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 今回のこの製品に関しましては、特茶と比べて原材料が異なっておりまして、この申請書の概要の19ページのところに、今回の申請品の原材料の配合割合というものを記載してございます。今回の原材料に関しては、大麦、はと麦、玄米等を使われているのですけれど

第31回新開発食品調査部会 議事録

ども、ここが特茶と異なっておりまして、特茶のときには緑茶を使っていたのですが、今回の製品は緑茶を使わず、こういった原材料を使ってカフェインを入れないようにしたということです。

○石見委員 ありがとうございます。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

そのほかございましたら。

志村委員、どうぞ。

○志村委員 今の石見委員の御質問に関連しますが、私は第一調査会のほうで担当させていただきました。そのとき特に問題にならなかったと思うのですが、もともと原材料というのはカフェインを含まないものが使われている。それに対して、伊右衛門特茶のほうはお茶であるからカフェインが明らかに含まれているということかと思うのです。ここであえてカフェインゼロという表示に関して、これが妥当であるかというところについては、私はどうなのでしょうかということです。ハーブ茶等々の中にはカフェインを含まないものがたくさんありますが、そういうものについて全てカフェインゼロという表示をしてよろしいのか、水もカフェインゼロと表示していいのかというような問題も出てくるのかなというように、これは第一調査会の席で申し上げたらよかったのかもしれないのですが、今、カフェインの問題がここへきて少し言われているので、この辺についても消費者庁のお考え等を聞かせていただければと思います。

○阿久澤部会長 よろしいでしょうか。お願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 名称のところに関しまして、カフェインゼロという言い方がだめかという、通知上規定はしていないというのが実情でございますので、ここは事業者、申請者サイドのある程度自由な書きぶりになるのかなと思います。したがって、このところについてだめだというのは現段階では難しいのかなと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。よろしいですか。

大野委員、どうぞ。

○大野委員 お茶というのも、お茶が入っていないのにお茶というのは変ではないかというところもあったと思うのです。ただ、今と同じような説明で表示上は問題ないということだったと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○戸部委員 安全性に懸念があるというわけではないのですけれども、ケルセチン配糖体の食経験について41ページのところで、7カ国のコホートを対象としたデータが使用されています。1日の平均摂取量というところで書かれているわけですが、若干ばらつきはあるようではございますけれども、平均摂取量27.2、34.6mg/日ということなのですが、それに対して今回のものについては、配合量は110mg/日ということになるわけではございますけれども、この場合の食経験といったときには、その関与成分として解釈していいのか。それとも1日の摂取量も含めて、多目の量に関する食経験というような解釈が必要なのか、そのあたりをどのように考えたらいいのでしょうか。

第31回新開発食品調査部会 議事録

○阿久澤部会長 何か消費者庁のほうでどうでしょうか。

今回の申請品の内容量より少ないところでの食経験を言っているということですね。実際の数値での食経験ではない。

お願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 こちらで記載されている食経験は、申請に当たって各申請者が調べていただいて、イソクエルシトリンとしてどのぐらい摂取されているのかということで記載されております。

安全性の評価に当たっては、もちろん食経験のほかに動物試験、ヒトでの過剰試験、長期摂取試験があります。それらをトータルして、安全性については御審議いただいているというところをいただいでいて、安全であるということも確認はいただいているかなと思っております。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○戸部委員 わかりました。そうすると、ここでの食経験のデータというのは、これだけで判断するのではないということはおわかりのすけれども、例えば過剰摂取量というものの評価のときに、通常3倍量で評価するけれども、食経験を反映させてそれを3倍にしたり5倍量にしたりとかというようなことは配慮しないのでしょうか。

○阿久澤部会長 お願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 基本的に過剰摂取試験は1日摂取目安量の3倍量で行ってくださいとしております。全く新しい成分ですと、いきなりそんなことをヒト試験でやっていたいのかというのはあるので、やはり動物試験で確認がとれて、ヒト試験に当たっても安全であろうということになってから多分ヒト試験に入っていると思います。そのあたりは恐らく各社の開発の段階でいろいろと議論されていると思いますので、問題ないかなと思っております。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

石見委員、どうぞ。

○石見委員 この見本の表示なのですけれども、特保のマークよりも大きい形で健康10素材と赤丸がついているのですが、確かに健康的な素材ではあるとは思いますが、その中の柿の葉とか白米とか、健康10素材の根拠が何かあったのかということについて、第一調査会でお話があったのであれば教えていただきたいと思っております。

○阿久澤部会長 いかがでしょうか。

大野委員、どうぞ。

○大野委員 第一調査会の座長を務めている大野ですけれども、一応それについて議論はなかったと思います。

○阿久澤部会長 石見委員からの10素材の根拠とその表示が特保マークより大きいという御指摘ですが、何かそれに対してほかの委員の方、御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○竹内委員 実は私もそのところが気になっておまして、例えば24ページの原材料名のところを拝見して、どれをもって10と言っているのかなど。数えてみてもよくわからなかったのですが、

第31回新開発食品調査部会 議事録

何をもって10と数えているのでしょうか。白米までで9、黒豆を入れているのですか。10ありますか。19ページを見ると、ここ大豆と黒豆を分けているということなのですね。それで白米までで10ですか。そこが19ページだとわかりますが、24ページのほうの表示ではわかりにくいなと思いました。それがこのパッケージ上でも同じように、大豆(黒豆を含む)となっているということです。イラストの数は10ないと思います。細かいことで申しわけございませんが、私もこのところが気になりました。

○阿久澤部会長 確かにそうですね。

どうぞ。

○竹内委員 追加で申しわけございませんが、自宅のほうに送られてきた資料では、ここの表示が違っていたと思います。なので、どうしてこのように変わったのかという経緯がございましたら、御説明をお願いしたいと思います。

○阿久澤部会長 では、その辺、差しかえになっていますね。確かに違っています。

では、この辺の経緯について、事務局から御説明いただけますか。

○消費者委員会事務局 申しわけありません。前の表示を今、出しますので、少々お待ちください。

○阿久澤部会長 どうぞ、お願いします。

○消費者委員会事務局 資料自体、この会場に持ち込んでいなかったもので、お時間がかかりそうなので、別の点を御議論いただいて、後で御説明させていただけますか。申しわけございません。

○阿久澤部会長 この関連でいかがでしょうか。現時点では、ここはすっきり健康素材から健康10素材というような形に変わった資料でテーブルの上にはあるわけですが。その辺の表示と中身との関係、それと表示の大きさについて。

どうぞ、お願いします。

○消費者庁食品表示企画課 先ほどの竹内委員の発言について若干補足をさせていただきますと、一般的な表示の考え方だと、表示の文言等を見て消費者に誤解を与えるようなものはだめだというのが基本的な原則としてございます。

健康10素材と書いておまして、どこをどう見ても10なければそれは誤解を与える表現ということになります。実際の資料のA3、32ページをご覧になっていただきますと、表示の義務的表示事項としての原材料名というのがございます。そこで大麦から始まりまして、大豆の後は「(黒豆を含む)」というような形で続いており、あとは白米までは通常一般的に農産物由来のものとして認識され、以下のものについては違うものだとして理解しておりますので、その意味で、大豆と黒豆を別カウントしまして、白米までのカウントをいたしましたので10になりますので、単純に考えると、これで直ちに誤解を与える表示ということにはならないのではないかと考えております。

同様に、10種類のうち幾つか代表的なもの、イラストを入れておりますけれども、10素材あるからオール・オア・ナッシングでイラストを10もしくはゼロというものでもなくて、その中でさらに代表的なものをセレクトしてイラストすること自体も、これも一般に特段是正の対象とは考えておりませんので、ただいまの御指摘につきまして、直ちに表示の考え方に抵触するものではないと考えてございます。一応補足まで。

第31回新開発食品調査部会 議事録

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

石見委員、どうぞ。

○石見委員 素材については、今10という御説明だったのですけれども、私の最初の意見は、健康ということを書いていいかということです。

○阿久澤部会長 いかがでしょうか。消費者庁から何か御見解はございますか。

○消費者庁食品表示企画課 先ほどの石見委員の御質問の件につきまして、現段階で我々も健康に関するエビデンスのところについては、特段事業者から聞いているわけではございませんので、そのところについては確認が必要ということであれば、指摘事項として出していただければいいのかなと思います。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。

ほかはよろしいですか。これについてはエビデンスがないということで、指摘するかどうか、皆さんにお伺いしたいと思います。この件については健康という曖昧な指標であり、エビデンスも明確でないということで指摘させていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、この件は指摘させていただくことにいたします。先ほどの資料差し替えの件については、その経緯でよろしいかと思えます。

○消費者委員会事務局 申しわけございません。事前にお送りしたものは調査会の時点で使った資料を先にお送りするために流用させていただきまして、なのでお手紙を入れさせていただいてはあったのですが、わかりづらくて恐縮です。内容の正確なものはこちらの会場のほうに御用意させていただくということで、もう少し同じものがそろえられるように努力いたします。申しわけございません。

先ほどの表示が変わったという件に関しては、消費者庁のほうから説明がございましたとおり、特段今回表示を変えたときに何の説明もつけずにその追加をされておりますので、御指摘をいただければと思っております。確認をできますので、よろしく願いいたします。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○竹内委員 それでは、前のパッケージの表示では健康素材と1行になっていたと思うのですけれども、それはサントリー食品インターナショナル株式会社のほうから新しいパッケージ、表示という形で提出があったということでよろしいのですか。

前の表示を見たときに、体脂肪を減らすというのと健康素材というところがひっかかったものですから、特に健康素材について、健康で10素材となっていたので、特に何か意図があるのかなということで確認させていただきたいなと思いました。

○阿久澤部会長 その辺については、特に説明はなかったわけですね。

○消費者委員会事務局 はい。特段説明等はついてきておりません。今回、部会用として送ってもらったものがこれです。

○阿久澤部会長 改めてこの件については指摘させていただくことでよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの審議結果なのですが、整理して確認させていただきたいと思います。

事務局でよろしいですか。お願いいたします。

第31回新開発食品調査部会 議事録

○消費者委員会事務局 指摘事項といたしまして、商品表示、パッケージの上にある健康10素材の健康の根拠について確認をする指摘を出したいと思います。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。

ただいまの整理の内容でよろしいでしょうか。何か御質問ございますか。よろしいですか。

。